

## ◎低入札価格審査委員会の設置に関する規程

制 定〔平成19年3月30日水機規程平成18年度第16号〕  
最終改正〔平成26年3月31日水機規程平成25年度第16号〕

### (通則)

第1条 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が一般競争入札方式で発注した工事（建設工事有資格業者認定要領（水公達平成9年第5号）第3条に規定する工事をいう。以下同じ。）について、工事請負契約の事務処理要領（水公達昭和37年第4号）第14条の2に規定する、相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められるか否かについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行ったものを対象として、品質確保への支障、安全対策の不徹底、労働条件の悪化、下請けへのしわ寄せ、サービス残業、騒音・振動や水質など環境への影響等が懸念されるため、機構に低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の構成)

第2条 委員は、公正かつ中立の立場で客観的に入札価格と品質確保に関する評価その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

2 委員会は、委員3人で構成する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

9 委員会は、委員の氏名及び職業を公表する。

### (委員会の所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議等を行うものとする。

一 一般競争入札方式で発注した予定価格2億円以上の工事が低入札価格調査対象となった場合に、調査状況について報告を受けること。

二 低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあるか否かの理由等について審議を行い、意見の具申を行うこと。

三 機構としての低入札対策等について審議を行い、意見の具申を行うこと。

2 委員会は、契約職の求めに応じ、低入札価格調査対象となった者に対する意見聴取に立ち会い、意見を求めることができる。

### (委員会の開催)

第4条 委員会は契約職の求めに応じ委員長が必要と判断した場合に招集する。

2 委員会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開催することができない。

3 委員長は、急を要すると認められるときであって、委員会を開催することができない場合は、書類の回議をもって委員会の開催に代えることができる。この場合において、委員長は、次回の委員会においてその結果を報告する。

4 委員会は非公開とし、審議の概要は、これを公表する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、技術管理室契約企画課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定め、併せてその内容を公表する。

附 則

この規程は、平成19年1月26日から適用する。

附 則①

この規程は、平成22年3月26日から適用する。

附 則②

この規程は、平成25年3月1日から適用する。

附 則③

この規程は、平成26年4月1日から適用する。